

東京医科歯科大学における
科学研究費助成事業応募可能な職名(登録可能な職名)一覧

別紙1

| 区分 | 職名 | 備考 |
|-----------------------------------|---|---|
| 常勤職員 | 教授 | |
| | 准教授 | |
| | 講師 | |
| | 助教 | |
| | 外国人研究員 | |
| | 技術職員 | |
| | 技術専門職員 | |
| | 薬剤師 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| | 看護師 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| | 准看護師 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| | 助産師 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| | 臨床検査技師 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| | 衛生検査技師 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| | 診療放射線技師 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| | 理学療法師 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| | 作業療法士 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| | 臨床工学技士 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| | 栄養士 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| | 心理療法士 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| | 視能訓練士 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| | 歯科技工士 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| 歯科衛生士 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 | |
| 言語聴覚士 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 | |
| 病理細菌技術職員 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 | |
| 医療技術職員 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 | |
| 非常勤職員 | 特任教授 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| | 特任准教授 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| | 特任講師 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| | 特任助教 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| | 特任研究員 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| | メディカルフェロー | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| | GCOE拠点形成特任教員 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| | 寄附講座教授 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| | 寄附講座准教授 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| | 寄附講座講師 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| | 寄附講座助教 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| | 寄附研究部門教授 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| | 寄附研究部門准教授 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| | 寄附研究部門講師 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| | 寄附研究部門助教 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| | 寄附講座教員 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| | 寄附研究部門教員 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| | 研究機関研究員 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| | 医員 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| | 非常勤講師 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| 客員教授等 選考規則第 2条第3号に 該当する者 | 客員教授 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| | 客員准教授 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |
| | 客員助教 | 所属(部局)長の了承を得たうえで、学長の了承を得るため依頼書を提出する必要がある。 |

※外部資金で雇用されている者は、職務専念義務がありますので登録にあたってはご注意願います。

※学生の身分(大学院生を含む)を有する者については、原則、応募資格を付与できません。希望する場合は、事前に研究・産学連携推進機構事務部担当者に相談願います。